

平成30年度社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

現在、既存の社会保障や福祉政策による対応のみでは容易に解決に至らない福祉課題・生活課題が顕在化しています。最近では、80代の親と50代の無職の子が同居する生活困窮世帯や、育児と介護の課題を同時に抱えている人、子育て家庭の孤立や若年層のひきこもりなど、あらゆる世代にわたって複合的な課題を抱える世帯が増えています。さらには病弱な一人暮らしで、掃除やごみ捨て、買い物など、公的な福祉サービスの対象とならない、日常的な困りごとに悩んでいる人も増えています。

このような状況を受けて、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進していますが、これをより進化させた仕組みとして、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」を提案しています。

このような中、社会福祉協議会は、地域住民から寄せられる生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行い、小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人、福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、共に支え合う地域社会づくりを推進します。

II 事業計画

1 組織体制の確立

(1) 法人組織の充実強化

社会福祉法の改正による社会福祉法人制度の見直しを踏まえ、社協は社会福祉法人・福祉施設や民生委員・児童委員、地域住民をはじめ様々な関係者によって構成されている公益性・非営利性をもった組織であることから、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性を確保するなど、一層の自覚をもった対応に努める。

(2) 理事会、監事及び評議員会は、研修の一環として先進地視察を実施

する。

- (3) 本社協のよりよい将来的事業を検討するための総務・財務委員会、事業委員会を積極的に開催する。
- (4) 自主財源の確保をめざし、会員会費、共同募金配分金、公費補助金、特別会費、寄付金の確保を図ると共に、委託事業の積極的受け入れ及び介護保険サービス事業収益拡大策を講じ安定した法人運営を図る。
- (5) 職員体制の確立
 - ア 本社協人事管理の基本は信賞必罰を旨とし徹底した能率実証主義を評価の基準としている。
 - イ 最少の経費で最大の事業効果を期するため必要な専任職員体制を確立し、処遇等の条件整備及び資質向上を図るため、先進地視察等の研修の機会を職員に提供する。
- (6) 社会福祉に対する理解と地域福祉の一層の推進を図ることをめざし、「第11回須賀川市社会福祉大会」を開催する。(新規)
- (7) 平成30年度に須賀川市は平成31年度を始期とする「第3次須賀川市地域福祉計画」を策定する予定である。本会においても平成27年度を始期とした「第2次須賀川市地域福祉活動計画」の計画期間が平成31年度までとなっていることから、「第3次須賀川市地域福祉活動計画」の策定に向け須賀川市と連携し、調査研究を行う。(新規)

2 広報活動の推進

- (1) 市民に対する本社協の事業内容及び情報公開を図るため、社協だよりを4回以上発行する。
- (2) 本会ホームページの充実を図る。

3 地域福祉の充実強化

(1) 地域社会との連携

ア ふれあいのまちづくり事業

事業目的 心豊かな福祉のまちづくりを目指して、地域住民の参加と行政や福祉施設等の関係機関との連携のもと、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域社会づくりを実現する。

事業概要 ふれあいのまちづくり事業立案・運営、広報活動、情報収集、ふれあい福祉センター事業、住民参加による地域福祉事業、まごころ福祉サービスなど。

イ 地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組み

事業目的 福祉の大きな変革期にあたり、社協は、住民とともに進めてきた小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービスの実践やネットワークを基盤としながら、めざすべき住民主体の地域包括ケアシステムのあり方を提言し、推進していく必要がある。住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で参画し、専門職・専門機関や行政、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組みづくりを進めて行く。

事業概要 ・「協議体」（地域の助け合い活動等の話し合いの場）の設置
・「生活支援コーディネーター」（地域の生活支援の仕組みづくりを担う）の配置
これらを推進する須賀川市包括ケアシステム推進室と連携し、積極的に進める。

(2) 生活福祉活動

ア 生活援助資金貸付事業

事業目的 低所得世帯を対象とし、一時的な生活費として、また、次期の収入までのつなぎ資金として貸付けることにより、当面の生活を支援する。

事業概要 一世帯10万円以内、貸付期間1年以内で、一時的な生活費、緊急時の医療費などのために貸付業務を行う。
生活困窮者自立支援事業との連携

イ 生活福祉資金貸付事業

事業の目的 低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指す。

事業概要 総合支援資金、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金（要保護世帯向け含む）の貸付業務を行う。
生活困窮者自立支援事業との連携

ウ 心配ごと相談所

事業目的 広く市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行い、その福祉の向上を図る。

事業概要 相談員による一般福祉相談及び弁護士による無料法律相談の実施。

エ 法外援護事業

事業目的 家族、親族等を有しない単身世帯、あるいは低所得世帯を対象とし、緊急に生活費を必要とする世帯に生活資金を支給することにより生活更生を支援する。

事業概要 当面の生活更生資金として、3万円以内の法外援護費を支給する。

オ 生活困窮者就労準備支援事業（新規）

事業目的 様々な事情から一般的な就労が困難であったり、求職活動が長期化するなどして地域の中で孤立し、就労意欲が低下している者に対し、就労体験の場を提供することにより社会的な居場所づくりと就労意欲の向上を図る。

事業概要 就労体験者を受け入れる企業や福祉施設等を確保し、報酬を伴わない就労体験を提供する。

カ 経済的困窮者等に対する食料品等の緊急支援事業

事業目的 低所得者等が、緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなった場合に、その食料等の現物を給付することにより、生活再建に向けた支援を図る。

事業概要 大人や子どもが2日から3日の間、生活できる食料等を要件に基づき給付する。

キ 生活サポート相談センター事業

事業目的 本会が行っている「福祉相談」、「法律相談」、「心配ごと相談」さらには、「生活福祉資金貸付事業」、「生活援助資金貸付事業」、「法外援護事業」などの各種相談事業の体制整備を図り、住民からの相談対応を行う。

事業概要 各種相談事業の横断的な体制整備を図り、ワンストップ型の相談体制を提供する。

(3) 福祉ボランティアのまちづくり事業の推進

ア ボランティアセンター事業

事業目的 「ボランティア活動をしてみたい」「ボランティア活動の情報が欲しい」といったボランティアに関心のある方のために相談窓口を開設するほか、各種ボランティア講習会を開催し、ボランティアをはじめ「きっかけ」づくりを提供する。

事業概要 ・ボランティア相談窓口の開設
・ボランティア活動登録制度（個人・団体）の実施

- ・ボランティア情報の収集
- ・ボランティア活動保険の加入受付
- ・ボランティア講座・研修の開催
 - サマーショートボランティアの開催
 - セカンドライフ応援講座
 - ささえあい・ふくし講習会の開催
 - ふれあい電話ボランティア研修の開催
 - 長沼支所登録ボランティア研修の開催
 - 岩瀬支所登録ボランティア研修の開催
- ・ボランティア連絡協議会との連携

イ 福祉教育の推進

事業目的 「福祉」に関心と理解をもっていただくために講演会や体験プログラムを作成し、学校や企業に職員を派遣するほか、体験用の福祉機器を貸出する。

- 事業概要
- ・高齢者疑似体験
 - ・障がいのある方を講師にした講演会の開催
 - ・福祉機器の貸出（点字板・車いす・白杖）

ウ 須賀川市社協災害ボランティアセンターの設置・運営

事業目的 災害時に須賀川市災害対策本部と連携し、須賀川市社協災害ボランティアセンターを設置し運営を行う。

- 事業概要
- ・ニーズの調査・把握
 - ・災害ボランティアの募集
 - ・ボランティアを派遣する際の調整業務
 - ・資材の調達・管理

(4) 高齢者福祉活動

ア 生きがい支援ふれあい事業受託管理運営（須賀川市デイサービスセンター、長沼老人福祉センター、岩瀬老人福祉センターの3ヶ所）

事業目的 日常は自立しているが、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所により各種のサービスを実施することにより、生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤独感の解消及び自立生活の助長を図る。

事業概要 生活指導、日常生活訓練、入浴サービス、給食サービス、教養講座、創作活動、レクリエーション、送迎サービス等のサービスを提

供する。

イ 軽度生活援助事業の受託管理運営（長沼・岩瀬地域）

事業目的 高齢者の自立生活の助長を図る。

事業概要 要介護認定を受けられなかった概ね65歳以上の高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣し、生活援助のサービスをする。

ウ 家族介護者交流等事業の受託実施

事業目的 家族で寝たきり高齢者や認知症高齢者を介護している方々に参加していただき、心身のリフレッシュを図る。

事業概要 日頃の悩みや体験の意見交換をしたり、介護技術や最新の福祉機器、支援サービス等について学習し、さらに日頃の介護から離れ、楽しいひとときを過ごしていただく。

エ 地域ふれあい事業

事業目的 地域内の高齢者及び障がい者同志のふれあいと生きがいづくりをおこなう地域福祉活動の支援、育成を行い地域福祉の向上を図る。

事業概要 各町内会・区等が高齢者等のふれあい事業を実施する場合、補助金を交付する。

オ だるま会、りんどうの会（高齢者のつどい事業）

事業目的 家にとじこもりがちな高齢者に事業を通し生きがいを持たせる。

事業概要 福祉バスの送迎により、老人センター内で、食事、入浴、レクリエーション等を行い、高齢者同士の交流を図る。

カ 給食サービス事業（岩瀬地域他）

事業目的 バランスのとれた栄養摂取の困難な高齢者等の安定した食生活の支援を図る。

事業概要 一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦に対して、ボランティアによる手作り弁当を配食する。

（須賀川・長沼地域においては、一人暮らし高齢者に対し、春の彼岸に「ぼた餅」を配食する。）

また、年末には全地域に「乾麺の詰合せ」を配食する。

キ 福祉機器貸出事業

事業目的 寝たきり等の要介護者の日常生活の安定を目指し、併せて介護者

の身体的、経済的負担等を軽減する。

事業概要 介護支援ベット・エアーマット・車椅子等の福祉機器の無料貸出業務

ク 地域包括支援センターの受託経営

事業目的 高齢者が住みなれた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるようにすることを目指すもので、その実現のためには、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立する必要がある。

「地域包括支援センター」は、こうした地域包括ケアを支える中核機関として、①総合相談支援・権利擁護、②包括的・継続的ケアマネジメントといった機能を担う。

事業概要 ① 介護予防事業のマネジメント
② 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
③ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
④ 支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援
⑤ 出前講座、認知症サポーター養成講座の積極的実施
⑥ 認知症高齢者等見守り・徘徊SOSネットワークシステムの拡充
⑦ 介護予防（教室）の啓発
⑧ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への対応
⑨ 「生活支援コーディネーター」（地域の生活支援の仕組みづくりを担う）の配置
⑩認知症初期集中支援チームへの参加

ケ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

事業目的 高齢や障がい等によって、判断の能力が十分でなくなっている人も安心して暮らせるように、福祉サービスを利用していくためのお手伝いなどを行う。

事業概要 ①福祉サービスの利用援助
②日常的金銭管理サービス
③書類等の預かりサービス
④担当職員の定期的訪問など

- ⑤生活支援員の確保
- ⑥関係機関に対する事業の周知徹底
- ⑦成年後見（法人後見）の調査研究

コ ふれあい電話事業

事業目的 須賀川市内に在住する65歳以上のひとり暮らし高齢者、または家族と同居はしているが日中自宅にひとりで過ごしている高齢者に電話による安否確認と世間話を行うことで、孤独感や不安を緩和し高齢者の生きがい、生活支援を行う。

事業概要

- ・2週間に1回のペースでボランティアが利用者に電話による安否確認や話し相手を実施
- ・須賀川市民生児童委員協議会の協力により、随時利用者募集を実施
- ・「すかがわ社協だより」を利用した利用者募集を実施
- ・「傾聴ボランティア入門講習会」でふれあい電話ボランティアの募集を実施。
- ・「ふれあい電話ボランティア研修会」の開催

サ 認知症カフェの運営（ポータンカフェかわせみ）

事業目的 認知症になっても、住みなれた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるようにするとともに、認知症の家族の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

事業概要

- ①運営内容
 - ・主に認知症の人及びその家族が気軽に集える居場所を準備し、交流や仲間づくりができる環境の提供
 - ・本人及び家族の個別の希望に応じ、楽しめる内容（レクリエーション等）の提供
 - ・本人及び家族からの相談に対する適切な支援
 - ・本人及び家族同士が悩みを共有し、相談し合える環境の提供
 - ・本人及び家族と地域住民等との交流が図られる環境の提供
- ②運営日時 毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- ③運営場所 須賀川市民温泉内（旧食堂）
- ④運営スタッフ 福祉系専門職及びボランティアなど
- ⑤サテライト開催 市内公民館等での開催

シ すかがわ見守り・徘徊SOSネットワーク事業

事業目的 認知症により徘徊のおそれのある高齢者等や精神障がい者・知的障がい者が行方不明になった場合に地域の支援を得て早期に発見・保護できるように、関係機関や市民と支援体制を構築し、要援護者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を作ることがを目的とする。

事業概要 事前登録した認知症の疑いがある高齢者や障がい者が行方不明になった際、登録した協力者に電子メールなどで情報発信し、捜索を依頼することで、早期発見・保護を支援する。

ス 介護予防ボランティア制度（新規）

事業目的 高齢者が地域の中に生きがいや役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等をつくり、住民自身が運営する介護予防教室などの「通いの場」づくりを推進するとともに、高齢者自らが担い手となることによる生きがいづくりや活動を通じた人と人とのつながり・交流などを創出し、結果として高齢者自らの介護予防につながることを目的とする。

事業概要 介護予防ボランティア制度に登録した高齢者にボランティア活動の実績に応じたポイントを付与し、そのポイント数に応じた助成金（転換金）を交付することによる動機づけにより、介護予防活動の普及促進を図る。

セ 高齢者等相談業務の強化

ソ 老人クラブ連合会に対する助成と育成支援

タ 須賀川市高齢者各種スポーツ大会に対する助成

チ 須賀川ホームヘルパー協議会研修会に対する助成

(5) 児童福祉活動

ア 公私連携型保育所白鳩保育園の経営

事業目的 児童福祉法及び新保育指針、その他児童福祉の関連法規等に示されている理念に基づき、乳幼児の人格形成に保育が果たす役割を強く認識し、保育目標にそって児童の心身の健全な成長発達を図ることを目的とする。

事業概要 児童福祉法に基づく幼児の保育

イ 子育て支援センターの受託運営

事業目的 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

事業概要 ①育児不安等についての相談指導
②子育てサークルの育成及び支援
③地域の保育資源の情報提供 など

ウ 須賀川市立須賀川一小児童クラブ館の管理運営事業

事業目的 保護者の就労などで、昼間、留守家庭の小学生を対象に、適切な「遊びの場」・「生活の場」を提供し、放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。

事業概要 保護者が昼間仕事等で家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童を対象に、放課後の安全で豊かな生活時間を送ってもらうため、遊びを主とした生活指導をし、児童の健康増進を図る。

エ 須賀川市ファミリーサポートセンターの受託管理運営事業

事業目的 子どもをもつすべての方が安心して子育てができる環境を目指して、育児の援助を受けたい利用会員と育児の援助を行いたい提供会員を紹介し、相互援助活動をサポートする。

事業概要 サポートセンターの管理・運営
会員の募集・登録・総括管理
相互援助活動の調整
会員に対する講習会、交流会等の開催
センターだより等広報紙の発行

オ 須賀川市家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート事業）

事業目的 子育てを「孤育て」にしないために、親の気持ちに寄り添いながら孤独感、孤立感、悩みの解消を図る。

事業概要 6歳未満の子どもが一人でもいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者が、週に1回2時間程度訪問し、「傾聴」（親の気持ちを受け止めて話しを聞くこと）と「協働」（親と一緒に家事や育児、外出などをすること）等の活動をし、子育てを支援する。

カ 須賀川市産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業

事業目的 核家族や親戚が遠く、産前・産後の支援を受けられない産婦等に対し、家事援助や育児援助を行うことで、産婦等が安心して体を休めることができ、その後の育児をスムーズに行うことができるよう支援する。

事業概要 ①家事援助・・・食事の準備や後片付け、洗濯、部屋の掃除、買い物など
②育児援助・・・授乳、おむつ交換、沐浴介助など

キ 主任児童委員と学校との連絡協議会の組織化

ク 青少年健全育成会、愛護育成会、及び手をつなぐ親の会に対する助成

ケ 「すかがわこども食堂わらりら」に対する助成

(6) 障がい者福祉活動

ア 身体障がい者等ホームヘルプサービス事業（障害者総合支援法）

事業目的 要支援状態にある身体障がい者等に対し、適正な訪問介護を提供する。

事業概要 要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

イ 身体障がい者デイサービス事業（地域支援事業 日中一時支援）（須賀川市デイサービスセンター）

事業目的 要支援状態にある身体障がい者に対し、適正なデイサービス事業を提供する。

事業概要 要支援者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

ウ 「声の広報」テープ貸し出し事業

事業目的 視覚障がい者に対し、「広報すかがわ」、「社協だより」、「市議会だより」、「選挙公報」等の内容を朗読、録音されたCD、テープを提供することにより、視覚障がい者の情報環境の向上を図る。

事業概要 視覚障がい者に対し、「広報すかがわ」、「社協だより」、「市議会だより」、「選挙公報」等を朗読ボランティアにより朗読、録音されたCD、テープを複製、貸し出しを行い視覚障がい者の求める福祉制度等の情報を提供する。

また、録音CD、テープの受け渡しについては、郵便事業株式会社の特定録音物等郵便物発受施設の指定を受けた、郵便（無償）により行う。

エ 相談支援事業

事業目的 障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。

事業概要 ①福祉サービスの利用援助
②社会資源を活用するための支援
③社会生活力を高めるための支援
④専門機関の紹介
⑤地域自立支援協議会の運営
⑥相談支援強化事業に関すること
⑦指定一般相談支援事業（地域移行支援及び地域定着支援）
⑧指定特定相談支援事業（障害福祉サービス計画相談支援）

オ 身体障害者福祉会に対する助成事業

カ 手をつなぐ親の会に対する助成事業

(7) 介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）含む）

ア 居宅介護支援事業

事業目的 介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等及びその家族に対し、適正な居宅介護支援を提供する。

事業概要 要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう必要な援助を行う。

また、総合事業へも適切に対応する。

イ 訪問介護事業

事業目的 要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。

事業概要 要介護等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

また、総合事業へも適切に対応する。

※ 訪問介護事業所の統合及び事業所移転

本所訪問介護事業所と長沼ヘルパーステーションを須賀川市社会福祉協議会訪問介護事業所として一つに統合し、長沼ヘルパーステーションをサテライト化する。

また、これに伴い事業所を須賀川市デイサービスセンター事務所へ移転し、デイサービスを含めた介護人材の確保と運営の合理化を図る。

ウ デイサービスセンター管理運営事業

事業目的 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護を提供する。

事業概要 機能訓練・介護サービス・介護方法の指導・健康チェック・送迎サービス・給食サービス・入浴サービスを提供する。

また、総合事業へも適切に対応する。

(8) その他の福祉活動

ア 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の積極的展開

・共同募金運動 10月1日～10月31日（一般募金）

封筒募金の推進

法人、企業、商店への募金箱の設置

11月1日～11月30日（法人・大口募金）

・歳末たすけあい運動 12月1日～12月31日

①歳末たすけあい募金見舞金配分事業

事業目的 新たな年を迎える時期に、在宅で支援を必要としている世帯等へ歳末見舞金を支給し、あたたかいお正月を迎えていただく。

事業概要 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい児者世帯、一人親世帯、要保護世帯のいずれかに該当し、且つ市民税が非課税の世帯に対し見舞金を支給する。（自己申請方式）

②小地域世代交流事業

事業目的 高齢社会・少子化・核家族化の進行に伴い、世代間交流が希薄になっていると言われる現代において、歳末たすけあい募金運

動の時期に、町内会・区で集会所などを利用して地区の高齢者や障がい者、子どもたちとの交流を図る。

事業概要 事業を実施する場合、町内会・区に対し、助成金を交付する。
町内会・区役員等が事業を企画・実施するにあたり、本会が支援するよう努めます。

③その他 各募金の助成事業の実施

イ すかがわ社会福祉従事者（3年以内）の支援、交流事業

事業目的 須賀川市内で就業する3年以内の社会福祉従事者を対象に、業務をこなす事に精一杯な勤務経験の浅い職員の視野を広げると共に、スキルアップや仲間づくりを応援する事で、お互いに「福祉の仕事」のやりがいを再確認する事が出来る様、支援を行う。

事業概要 ・講演会やグループワークを実施予定

ウ 福祉バス運行事業

事業目的 民間事業と競合することなく、市民福祉の増進及び研修に限り使用し利便を図る。

事業概要 須賀川市内の高齢者、母子、心身障がい者等の団体がその本来の事業を行うとき、及び公共の用に供する場合に運行する。

エ 民生児童委員協議会事務局の受託運営

オ 各種福祉団体の援助（分会的事務の援助）及び協力

カ 遺族連合会に対する助成